

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成24年1月31日 午後3時

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第 3号 事業計画変更承認申請について
議第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第 6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて
議第 7号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について
議第 8号 農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定による意見について
議第 9号 農業委員会等に関する法律施行令第3条第3項の規定による文書の作成について
議第10号 平成24年度農作業賃金及び機械作業料金について

報告事項

- 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について
報第 2号 農地法第18条第6項の通知について
報第 3号 基盤強化法の解約通知について
報第 4号 使用貸借の解約通知について
報第 5号 作付変更届について
報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について
報第 7号 農地法第5条許可申請の取下げについて

その他

出席委員 32名

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 齊藤 信一 委員 | 2番 小林 六一 委員 |
| 3番 村井 善一郎 委員 | 4番 大桃 惣一郎 委員 |
| 5番 佐藤 満 委員 | 6番 金子 良助 委員 |
| 7番 鶴巻 純一 委員 | 8番 刈屋 一夫 委員 |
| 10番 坂井 和弘 委員 | 11番 藤田 吉則 委員 |
| 12番 大橋 正臣 委員 | 13番 山ノ内 正 委員 |

14番	川 勝 勳	委員	15番	金 子 純 一	委員
16番	大 竹 一 雄	委員	17番	野 水 敏 秋	委員
19番	安 達 宰	委員	20番	森 山 昭	委員
21番	西 光 明	委員	22番	野 崎 文 夫	委員
23番	大 竹 正 信	委員	24番	小 師 勉	委員
26番	鶴 卷 俊 樹	委員	27番	武 石 栄 二	委員
28番	安 達 英 作	委員	29番	村 山 佐喜雄	委員
30番	佐々木 包 茂	委員	31番	長谷川 清 一	委員
32番	清 水 栄	委員	33番	熊 倉 睦	委員
34番	神子島 巖	委員	35番	佐 藤 裕 雄	委員

欠席委員 2名

18番	高 山 博	委員	25番	五十嵐 俊 雄	委員
-----	-------	----	-----	---------	----

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	金 子 正 敏
経営基盤係副参事	麦 倉 政 勝
農地係副参事	竹 石 正 弘
主 任	樋 口 美 子

午後3時00分 開会及び開議

議長（大桃会長）

定例総会を開会いたします。出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、欠員1名、出席32名、欠席2名で、会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名いたします。2番、小林委員、33番、熊倉委員を指名いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（大桃会長）

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、19ページにありますように、新規設定50件、22万8,413.61㎡、再設定42件、18万822.14㎡、利用権移転6件、5万5,795㎡、所有権移転5件、2万1,418㎡であります。合計では103件、48万6,448.75㎡であります。

戻りまして1ページをごらん願います。議案中の465番は、西本成寺の農地1筆、

998㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり約130万円であります。

466番は、西本成寺の農地2筆、1,960㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり約204万円であります。

467番は、鬼木新田の農地1筆、3,291㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり約130万円であります。

468番は、尾崎ほかの農地2筆、6,328㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり約82万円であります。

469番は、中野原の農地5筆、8,841㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり約55万円であります。

470番は、籠場ほかの農地17筆、9,182.61㎡を新規により1年間利用権設定するものであります。

471番は、曲谷の農地7筆、2,694㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

472番は、森町の農地18筆、1万4,932㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

473番は、西裏館3丁目ほかの農地3筆、2,116㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

474番は、石上3丁目の農地2筆、1,313㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

475番は、石上3丁目の農地1筆、656㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

476番は、石上2丁目の農地5筆、3,992㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

477番は、石上2丁目の農地1筆、698㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

478番は、鶴田の農地2筆、3,874㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

479番は、月岡の農地4筆、1,985㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

480番は、月岡ほかの農地8筆、3,002㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

481番は、大平の農地2筆、2,091㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

482番は、森町の農地4筆、6,238㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

483番は、下保内の農地2筆、1,903㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

484番は、井戸場の農地1筆、959㎡を新規により4年間利用権設定するもの
あります。

485番は、福岡の農地2筆、1,569㎡を新規により4年間利用権設定するもの
であります。

486番は、芹山ほかの農地5筆、1万6,540㎡を新規により5年間利用権設定
するものであります。

487番は、飯田の農地3筆、4,478㎡を新規により5年間利用権設定するもの
であります。

488番は、月岡2丁目の農地9筆、3,281㎡を新規により5年間利用権設定す
るものであります。

489番は、月岡ほかの農地4筆、2,793㎡を新規により5年間利用権設定する
ものであります。

490番は、川通西町の農地1筆、4,830㎡を新規により5年間利用権設定する
ものであります。

491番は、川通西町の農地1筆、3,843㎡を新規により5年間利用権設定する
ものであります。

492番は、大面ほかの農地8筆、4,480㎡を新規により5年間利用権設定する
ものであります。

493番は、北潟の農地1筆、1,266㎡を新規により5年間利用権設定するもの
であります。

494番は、下大浦の農地2筆、959㎡を新規により5年間利用権設定するもの
あります。

495番は、下大浦の農地1筆、610㎡を新規により5年間利用権設定するもの
あります。

496番は、名下の農地2筆、3,577㎡を新規により5年間利用権設定するもの
であります。

497番は、中曽根新田の農地1筆、3,299㎡を新規により5年間利用権設定す
るものであります。

498番は、西裏館3丁目の農地1筆、983㎡を新規により8年間利用権設定する
ものであります。

499番-1は、上保内の農地32筆、1万6,824㎡を新規により9年間利用権
設定するものであります。

500番-1は、東鱈田ほかの農地5筆、6,945㎡を新規により9年間利用権設
定するものであります。

501番-1は、西中の農地2筆、2,520㎡を新規により9年間利用権設定する
ものであります。

502番-1は、東鱈田の農地1筆、1,882㎡を新規により9年間利用権設定す
るものであります。

503番-1は、北入蔵1丁目の農地4筆、3,190㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

504番-1は、東大崎1丁目ほかの農地14筆、1万4,687㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

505番-1は、東大崎1丁目ほかの農地6筆、5,769㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

506番-1は、東大崎1丁目ほかの農地9筆、5,071㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

507番-1は、東大崎1丁目ほかの農地5筆、2,668㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

508番は、中曽根新田の農地2筆、6,100㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

509番は、中曽根新田の農地4筆、2,740㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

510番は、新光ほかの農地12筆、1万450㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

511番は、下大浦の農地9筆、7,613㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

512番は、檜山の農地7筆、1万4,106㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

513番は、檜山の農地2筆、4,645㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

514番は、檜山の農地2筆、1,521㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

515番は、棚鱗の農地4筆、9,642㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

次の516番から16ページの555番までの40件につきましては、再設定でありますので、説明を省かせていただきます。

556番は、善久寺ほかの農地3筆、4,997㎡を2年間賃借権の移転をするものであります。

557番は、福島新田ほかの農地4筆、2,564㎡を2年間賃借権の移転をするものであります。

558番は、福島新田の農地1筆、1,508㎡を4年間賃借権の移転をするものであります。

559番は、下保内の農地1筆、1,875㎡を6年間賃借権の移転をするものであります。

560番は、福島新田ほかの農地38筆、3万6,306㎡を7年間賃借権の移転をするものであります。

561番は、福島新田の農地3筆、8,545㎡を8年間賃借権の移転をするものであります。

562番は、原の農地2筆、1,496㎡を新規により5年間使用賃借権を設定するものであります。

563番は、北五百川の農地4筆、1,866㎡を新規により5年間使用賃借権を設定するものであります。

564番は、上須頃の農地3筆、358㎡を新規により9年間使用賃借権を設定するものであります。

565番は、中曾根新田の農地1筆、177㎡を新規により9年間使用賃借権を設定するものであります。

次の566番、567番は、使用賃借権を再設定するものであります。

20ページの499番ー2から22ページの507番ー2までの枝番がついております9件、5万9,556㎡につきましては、農地利用集積円滑化事業で新規により9年間利用権設定するものであり、議案中の枝番1と枝番2は連動しておりますので、そのようにごらんいただきたいと思っております。

なお、いずれも書類確認及び経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果報告を願います。

第1調査部会長さんは、西代理の隣に着席願います。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

それでは、第1調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第1調査部会では、1月25日午前9時より厚生福祉会館101会議室におきまして、部会員と西会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午後0時50分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定50件、再設定42件、利用権の移転6件、所有権の移転5件、合計件数103件、面積にして48万6,448.75㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

1 2 番（大橋正臣委員）

ただいまの部長さんのほうからに別に何の異論もないのですけれども、先ほどのあっせんの関係でちょっとまた重なるような格好でお聞かせ願いたいのですが、事務局のほうに。

5件の売買が出ております。それぞれ移転日が2月の1日から2月の10日まであるのですけれども、この移転日は大体きょうの総会後にお金の動きがあらうかと思いますが、間違いないのでしょうか、そこあたりは原則的には、きょうの総会後にお金の移動があらうかと思いますが、支払い日が、たまたま2月の1日とあるのです、これ。あしたということなので、午前中に支払いして午後からということ可能だかと思うのですけれども、大体そういうのだったら5日とか、早くとも3日とか、あるいは10日とかというようなことになってこようかと思いますが、お願いします。

事務局（麦倉副参事）

今のご質問ですけれども、それぞれあっせん会議の席で、流れについて当事者側のほうに説明申し上げまして確認を得ておりますので、今あした2月1日の設定のものについても確実にその実行するよとということ、その辺の日にちについては確認を得てこの日を決めておりますので、間違いないと思います。

1 2 番（大橋正臣委員）

それで、そういうふうにして事務局のほうは確認されておるとということ結構なのですけれども、たまたま移転日というのは当然譲り渡し人と受け手が、事務局へ来られて、事務局のほうで登記謄本の関係、移転事務をされるわけなのですけれども、それぞれの日にちにはっきり申し上げまして、たまたま生身の人間が来るわけですから、何かあった場合、例えば交通事故に遭うとか、何か不都合で来られなかった場合というのは、この移転日の変更というのはなるのですか。可能ですか、そこあたり。可能であればどの程度まで可能なのか、それちょっとお聞きしたいのですけれども。

事務局（麦倉副参事）

利用集積計画に定めた計画書が移転日が記載されていますので、それを変更するということになりますと、もう一度計画書の作り直しということになりますので、再度計画書を作り直して、この農業委員会総会でその計画の中身についていかどうかご審議をいただいてから、またということになります。ですから、計画書の中に移転日が決められた場合については、それについてはもうそのとおりの約束事ですので、計画どおりにやっていただくということでご理解いただきたいと思います。

1 2 番（大橋正臣委員）

わかりました。先ほど申し上げましたように、やっぱり生身の人間でございまして、何かあるかわかりませんが、2人が当然いられるわけでございます。そんなところで十二分にこの日までにはっきりした中の動きでスムーズに行くように願っておるところでございます。ありがとうございました。

議長（大桃会長）

そのほかございますか。

それでは、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、26ページにありますように、8件の申請で、合計6万287.24㎡となっております。

それでは、戻りまして23ページの79番から順にご説明申し上げます。

議案中の79番は、月岡3丁目地内の農地6筆、2,457㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり500万円であります。

80番は、代官島地内の農地3筆、2,062㎡を譲り受け人が経営規模拡大により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約145万円であります。

81番は、鬼木地内の農地1筆、282㎡を譲り受け人が売買により小作地を取得するものであります。価格は、10アール当たり約50万円であります。

82番は、川通東町地内の農地1筆、683㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約95万円であります。

83番は、下大浦地内の農地1筆、976㎡を譲り渡し人が経営規模の縮小を図るため、売買するものであります。価格は、10アール当たり500万円であります。

84番は、上須頃地内の農地1筆、1,021㎡を負債整理のため同一世帯内で売買するものであります。価格は、10アール当たり490万円であります。

85番は、代官島地内の農地88筆、3万7,500.24㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者に20年間使用貸借権を設定するものであります。

86番は、花渚ほかの農地13筆、1万5,306㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者に20年間使用貸借権を設定するものであります。

以上8件が今月申請分であります。

なお、いずれも書類及び現地確認、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えていることなどから、許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの6件、使用貸借によるもの2件、合計件数8件、面積にして6万287.24㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、27ページにありますように1件、927㎡であります。

議案中の22番は、月岡1丁目地内の土地1筆、927㎡について、当初事務所を建築することで取得しましたが、昨今の景気低迷により計画断念し、変更目的を災害復旧で利用が見込める貸露天資材置場に利用したいものです。場所につきましては、県立三条高校南側付近で、農地区分は第3種農地に該当しております。

なお、書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして1件、面積にして927㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、28ページに記載してありますように1件の申請で、981.55㎡であります。

議案中の15番は、塚野目3丁目地内の農地12筆、981.55㎡を農家住宅1棟、農舎1棟及び倉庫1棟建築敷地に利用したいものであります。場所につきましては、塚野目診療所北側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

なお、書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして1件、面積にして981.55㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（大桃会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、30ページに記載してありますように6件の申請で、合計1万1,262.03㎡であります。

それでは、戻りまして29ページの79番から順にご説明いたします。

議案中の79番は、石上2丁目地内の農地2筆、1,131㎡を賃借権設定により店舗1棟、通路及び駐車場31台分に利用したいものです。場所につきましては、ふるかわ歯科医院南側隣接地で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

80番は、西本成寺2丁目地内の農地1筆、965㎡を売買により取得し、駐車場40台及び通路敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万6,000円であります。場所につきましては、既存自社駐車場北側隣接地で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

81番は、直江町4丁目地内の農地9筆、5,743㎡を売買により取得し、工場1棟、駐車場101台分及び調整池敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万5,000円であります。場所につきましては、旧斎場の南東側で、国道8号線を越えた直江排水路わきで、農用地区分は第3種農地に該当しております。

82番は、柳沢地内の農地1筆、41㎡を売買により取得し、既存宅地と一体利用し、貸駐車場敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万5,000円です。場所につきましては、県立テクノスクール東側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

83番は、下須頃地内の農地3筆、738㎡を賃借権設定により駐車場21台分敷地に利用したいものです。場所につきましては、国道8号線沿い、自社駐車場北側隣接地で、農用地区分は第2種農地に該当しております。

84番は、尾崎地内の農地8筆、2,644.03㎡を売買により取得し、保育所建設用地を造成したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約6,000円です。場所につきましては、尾崎駐在所北側付近で、農用地区分は第1種農地に該当しております。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして6件、面積にして1万1,262.03㎡で、79番、81番、84番の現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申のあった後に許可といたします。

議長（大桃会長）

続きまして、議第6号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』を議題

といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第6号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』ご説明申し上げます。

今月の申請は、31ページに記載してありますように1件であります。

議案中の番号1番は、被相続人は平成23年3月22日死亡され、相続人3人で協議の結果、平成23年6月24日遺産分割協議が成立しました。農地の相続面積は、田畑合わせて1万4,398㎡中、今回の相続税の納税猶予に関する適格者証明願いが出されました農地は1万332㎡で、農地として適正管理されております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

議第6号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』は、件数にして1件、1名の申請について、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、すべて農地として適正に管理されており、適格者証明願いは適当と判断いたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり適格者として証明を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第7号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

議第7号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』ご説明申し上げます。

なお、今回審議いただく案件の中に土地改良事業完了後8年未経過の土地はございません。

まず、三条地区について説明いたします。三条地区でお願いする案件は、重要変更1件について、三条農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更をお願いするものであります。申請人は、プラスチック製品製造販売をしており、現在社有車両等合計83台の車両があり、現在は確保できておりますが、12台分の駐車場について住宅建築によりにより使用不可となり、今後3年間の新規採用正職員及びパート職員用で15台必要となり、駐車場の増設を計画したいものであります。変更箇所につきましては、変更箇所位置図(1)をごらん願います。申請土地は、三条市上須頃4769ほか3筆、合計841㎡であります。当該土地は、株式会社曙産業の南東側に位置しております。

次に、下田地区についてご説明いたします。下田地区でお願いする案件は、重要変更2件について、下田農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更をお願いするものであります。ナンバー1の申請人は、今年の7.29新潟・福島豪雨により、管理運営をしていた共同墓地の一部が土砂崩れにより埋没してしまい、現在地より近隣の申請地に埋没した墓地を建立したいものであります。変更箇所につきましては、変更箇所位置図(1)をごらん願います。申請土地は、三条市森町1021番地-1、284㎡であります。当該土地は、現在の共同墓地の西側に位置しております。

ナンバー2、申請人は、現在実家において父、母、兄、妹、妻、子供2人の合計8名で暮らしております。農業経営にも従事しておりますが、現在の住宅では手狭となってきたため、同じ集落内に分家住宅及び車庫を建築したいものであります。変更箇所につきましては、変更箇所位置図(2)をごらんいただきたいと思います。申請土地は、三条市長沢346番地6ほか1筆、合計127㎡であります。当該土地は、大平川を渡る新大橋の西に位置しております。

以上3件であります。ご審議の上、意見決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第1調査部会長(28番安達英作委員)

議第7号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』は、三条地区1件、面積にして841㎡で、下田地区2件、面積にして411㎡、現地調査を含む書類審査を行い、全件変更をやむを得ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第7号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりにより決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第8号『農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定による意見について』、議第9号『農業委員会等に関する法律施行令第3条第3項の規定による文書の作成について』を2件を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

議第8号の参考資料をごらん願います。先般1月24日に皆様方から選挙人名簿の審査をいただきましたが、その審査結果に基づき投票区、行政区ごとの登録者数を集計したものであります。三条市合計では4,526世帯、男性6,547人、女性5,383人、計1万1,930人です。

なお、昨年1月31日の数字と比較いたしますと、三条地区ではプラスの134人で5,205人です。栄地区では、マイナスの188人で3,068人です。下田地区では、マイナスの160人で3,657人です。市全体でマイナスの214人で1万1,930人となっております。

登録者数は以上のとおりであります。ご決定をいただきますと、総会終了後、選挙管理委員会に送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

引き続きまして、議第9号、参考資料をごらんいただきたいと思います。ご承知のように選挙人名簿の申請がなかった場合に代申制度がございます。参考資料のとおり投票区ごとの代申件数でございます。三条地区では12投票区の計で498件、栄地区では9投票区で318件、下田地区では13投票区で計642件、合計では34投票区で計で1,458件です。なお、代申率は32.2%となっております。

以上、議第8号及び第9号についてよろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、議第8号、議第9号につきましては、ただいま事務局長が報告を申し上げたとおりにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第10号『平成24年度農作業賃金及び機械作業料金について』を議題といたします。

この件につきましては、今までも上程させていただいて、農政対策部会に付託を申し上げ議論していただいた経過がありますが、今回もそのようにしたらいかかのご提案申し上げますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(大桃会長)

ご異議なしと認めます。

それでは、議第10号につきましては、農政対策部会に付託をいたすことにいたします。

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長(大桃会長)

それでは、報第2号から報第7号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局(金子事務局長)

(別添報告書により説明)

(午後4時01分から午後4時05分まで休憩)

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長(大桃会長)

次に、7番委員、鶴巻純一委員さんより意見が求められておりますので、許します。

7番(鶴巻純一委員)

開会の会長のごあいさつにも申されていらっしゃいましたが、TPPのことについて一言申し上げたいと思います。

昨年11月に野田総理はハワイで開われましたAPECに対して、TPP交渉に向けて関係国と協議に入ると表明をいたしました。一昨年秋に農水省が所管をいたしておりますけれども、日本がTPPに参加ということになりますと、輸入農産物が大量に押し寄せて国産農産物はその生産の激減をいたしまして、食料自給率は13%に落ち込む、農水省が試算していることはご承知のとおりであります。

その後TPPの交渉参加について、アメリカが国内外の団体に意見を募集いたしました。1月半ばぐらいで締め切られたようですけれども、これには日本の農協中央会も意見をやったということでもありますけれども、アメリカの団体が表明した意見がいろいろあるわけです。

アメリカの自動車政策会議というのがありまして、日本のTPP参加には反対だというふうに表明した上で、参加する場合には軽自動車規格を廃止せよ、アメリカ車の複数年の輸入数量枠を設定せよと今求めているわけです。つまり私どもが乗っている農耕用の軽自動車も普通自動車という、軽の枠をなくして普通自動車だというふうに規格を改めよと言っていますし、複数年による輸入数量枠については、ミニマムアクセス米ならぬミニマムアクセス自動車というのを設定せよと言っているわけですが、今でもアメリカ車の日本への輸入に対しては関税がゼロになっているのです。一方、日本車のアメリカへの輸出は関税が2.5%かかっていますから、TPPに参加で、普通に参加するということになればアメリカ車が不利になることを十分承知した上で、日本の規格の廃止なり輸入枠を設定しろということをお願いしているわけです。

また、保険や共済の分野でも同じような意見を表明していきまして、アメリカ生命保険協会は日本の共済事業の見直しを求めて、協同組合の共済事業に民間保険と同じルールを適用させよというふうに要求しています。これについては、農協の共済事業はもちろんですけれども、農業共済組合、私どもが利用している農業共済の農産物共済や建物共済についても、すべて民間の保険と同じようにやれということをお願いしているわけです。共済というのは、加入者の助け合いというところから始まっているわけですし、それを保険会社のもうけの対象に組み入れるというふうに、私どもからすればとんでもない要求をしているという状況です。

さらに申せば、医療についてですけれども、ご承知のようにアメリカには国民皆保険の制度はありませんから、民間保険に頼っている人が多いわけです。ある本で書いてあるのですけれども、例えば盲腸で入院した場合に日本だと1週間入院で3割負担とあるわけですが、8万から9万円程度の負担になるわけです。それがアメリカでは、1日入院で100万円から240万円というような途方もない費用がかかるのだそうです。どうしてこの差があるかというと、100万円の費用だと麻酔医がつかないということで、240万円だと麻酔医がつくということになっておるそうです。ですから、アメリカでは多くの国民が民間医療保険に入っていて、保険料については1世帯当たり平均130万支払っている。日本もこのような「命の沙汰も金次第」というふうにしていいはずはないわけです。ですから、日本医師会や歯科医師会、薬剤師会などは、国民皆保険制度を堅持することと混合診療の全面解禁をしないことを約束しない限りTPPには参加するなというふうに意見を言っています。

新潟県知事も米を例外化できないようならTPPに参加すべきでないと、昨年11月に公表しております。またアメリカのねらいは農業分野では、あくまでも米であり、牛肉ですから、自由化せよと迫っていることは間違いないところだと思っています。

それから、昨年11月のハワイで行われたAPEC会議の前日に枝野経済産業大臣がカーク米通商代表との会談前に読んだ政府作成の資料には、「日本はすべての品目、分野を交渉の対象とする用意がある」という文言が書かれていたのです。アメリカは会談後このとおりに発表しているのですが、日本はこれを否定しながら、アメリカに訂正を要求していないという状況になっています。

さらに、会長さんもおっしゃいましたが、TPP交渉では交渉内容を公表しないという合意があって、交渉文書は発効後4年間秘密にされるということがニュージーランドのTPP首席交渉官の発表であったということです。

自民党の山田俊男参議院議員、この方はJAが推薦していらっしゃいますが、自身のメールマガジンの中で「情報を得て国民的議論となり、結論を得ていく」という総理の言明が全く根拠のないものだということは明らかになったというふうに書いております。テレビでもごらんになったと思いますが、米韓FTAの国会批准の審議でも国会自体が大騒ぎになったということが報道されていますが、こういう不平等な条約が明らかになったということからだろうと思います。

TPPについては、その実態は日米のFTA協定で中身はそういうことになるのだろうと思うのですが、不平等に近いようなTPP交渉には、会長さんもおっしゃいましたが、農家はもちろん国民全体がこぞって反対しなければならないと思います。ことしの12月に妥結するというふうなスケジュールが組んであるようですが、会長を先頭に農業委員会挙げてTPP阻止のために、私も一生懸命頑張りますし、委員としても頑張っていこうと思っていますので、ぜひご指導よろしくお願いします。

議長（大桃会長）

ぜひひとつこれはかち取らなければだめですし、かち取らないと日本の農業はやっぱり新潟、三条全部なくなります。そういうことのないようにひとつ頑張っていきましょう。

議長（大桃会長）

それでは、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

来月2月の調査部会は、第3調査部会の調査になっております。2月24日15時より厚生会館第2集会室を予定しておりますので、関係の方、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は2月29日水曜日午前9時30分を予定しております。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、長時間にわたってご審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後4時17分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長

議 事 録 署 名 委 員 (2 番)

議 事 録 署 名 委 員 (3 3 番)
